

労働者派遣法に基づく公開資料

トーショー丸貨株式会社

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の定めにより、労働者派遣事業に係る以下の情報を公開いたします。

記

1.労働者派遣法第23条第5項に伴うマージン率の公開

①派遣労働者の数	2名(期間：2024年9月1日~2025年3月31日)	
②派遣先の数	1社	
③マージン率	27.60%	
④教育訓練に関する事項	新規採用者教育、 物流業基礎研修、物流システム研修 フォークリフト運転従事者安全衛生教育	
⑤派遣料金の1人あたりの平均額	20,229円(1日(8時間あたり)の額)	
⑥派遣社員の賃金平均額	14,646円(1日(8時間あたり)の額)	
⑦マージンに含まれる費用	社会保険料	健康,厚生年金,雇用,労災の各種社会保険の事業主負担分、 401K掛金
	交通費・有給休暇	派遣社員の交通費や有給休暇費用
	会社運営経費	健康診断費用、教育訓練費用、 技能講習受講費用 、就業管理費用,営業費用
	営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金および社会保険料、有給休暇費用、交通費、会社運営諸経費を差し引いた利益

2.待遇決定方式の公開

①待遇決定方式	労使協定方式
②労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先事業主で従事するすべての社員
③労使協定の有効期間	2026年3月31日

以 上